

長浜市健康づくり推進キャラクター「むびょうたん+1」デザイン等使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、長浜市健康づくり推進キャラクター「むびょうたん+1」（以下「キャラクター」という。）デザインを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用目的）

第2条 キャラクターデザインの使用目的は、市民及び市内事業所の健康意識の醸成、健康づくりの推進に寄与することを目的として使用するものとする。

（設定）

第3条 この要領においてキャラクターは次のとおりとする。

- （1） 名称は「むびょうたん+1」（7体集合）とする
単体の場合は「ピカリン」、「ベジタン」、「禁煙男爵」、「禁煙男爵（適正飲酒）」、「うまみちゃん」、「ココロン」、「あるくん」、「健診くん」、「ひょうたんちゃん」、「キレイちゃん」とする。
- （2） デザインを使用する場合、原則として長浜市健康づくり推進キャラクターと表示する。なお、表示が難しい場合は申請者と市で相談のうえ対応する。
- （3） 使用するデザインは原則として別図1に掲げる基本デザイン及び追加デザインとする。これを加工する場合は、キャラクターの回転・手足の向きの変更等最小限にとどめること。

（権利）

第4条 キャラクターに関する一切の権利は市（健康企画課）に属する。

（使用申請）

第5条 キャラクターのデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用する前に長浜市健康づくり推進キャラクター「むびょうたん+1」デザイン等使用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出し、その承諾を得なければならない。

- （1） 企画書、デザイン活用見本等（レイアウト等使用方法が確認できるもの）
- （2） 申請者（事業所含む）の組織及び活動がわかる資料
- （3） その他参考資料

(使用の承諾)

第6条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承諾するものとする。

- (1) 長浜市の品位や、キャラクターのイメージを損なう恐れのあるとき。
- (2) キャラクターの利用方法が申請内容に沿って正しく利用されない恐れがあるとき
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (5) 特定の個人、又は団体の営利目的の活動に利用するとき。ただし、当該活動が長浜市の健康づくりに寄与する場合で、市長がキャラクターの使用について適当と認めるときはこの限りではない。
- (6) その他市長がキャラクターの使用について不適當であると認めるとき。

2 前項の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承諾をしないものとする。

3 市長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、長浜市健康づくり推進キャラクター「むびょうたん+1」デザイン等使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(デザイン等の使用期間)

第8条 デザイン等の使用期間は、使用を承認した日から原則として1年以内とする。使用期間を更新する場合には、使用期間満了日の7日前までに長浜市健康づくり推進キャラクター「むびょうたん+1」デザイン等使用申請書（様式第1号）により改めて市長に申請し、承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用すること。
- (2) 長浜市健康づくり推進キャラクター「むびょうたん+1」と表記を付すこと。
- (3) デザインを使用した完成品の見本を、使用するまでに1部市長に提出するものとする。ただし、見本の提出が困難な場合には、完成品の画像又は写真の提出をもって見本の提出に代えることができる。

(使用内容の変更)

第10条 使用者が承認内容について変更しようとするときは、長浜市健康づくり推進キャラクター「むびょうたん+1」デザイン等使用承認変更申請書(様式第3号)をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった時は、長浜市健康づくり推進キャラクター「むびょうたん+1」デザイン等使用変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第11条 市長は使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認の取消しを決定したときは、長浜市健康づくり推進キャラクター「むびょうたん+1」デザイン等使用承認取消通知書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、前項の通知があった日以後、当該使用承認にかかるデザイン及びキャラクター総称、キャラクター名称を使用してはならない。この場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(使用責任)

第12条 使用者は、デザインの使用に際して、故意又は過失により市または第三者に損害を与えた場合は、これに対して責任を負い必要に応じて賠償しなければならない。

附 則

この要領は令和2年4月15日より施行する。

附 則

この要領は令和2年4月24日より施行する。